

## 5. 個別の入学資格審査

学校教育法施行規則第150条第7号の規定により本学の入学者選抜試験に出願を希望する者については、事前に本学の入学資格審査を受け、認定された場合に限り出願を認めるものとします。

### (1) 入学資格審査の対象者

- ① 高等学校段階を有する外国人学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- ② 中学校卒業者で、各種の学校等での学習歴、社会での実務経験等に基づいて高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

### (2) 申請期日及び申請先等

長崎大学の入学資格審査により入学資格の認定を受けようとする者は、選抜試験別にそれぞれ次の期日までに申請してください。

- ① A O 入 試・・・平成29年 7月25日(火)
- ② 社会人入試・・・平成29年 9月19日(火) ※3月期は、平成30年1月15日(月)
- ③ 一般入試・・・平成29年12月 1日(金)

ただし、大学入試センター試験の出願に必要な場合は、①の期日までに申請してください。

申請書類を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒表面に「長崎大学入学資格認定申請書」と朱書きしてください。(持参でも可)

なお、不明な点がありましたら、下記にお問い合わせ願います。

※申請先：〒852-8521 長崎市文教町1-14

長崎大学学生支援部入試課 (TEL 095-819-2111)

### (3) 申請書類

- ① 前記(1)①に該当する者
  - ア. 入学資格認定申請書(様式第1)
  - イ. 学習等の履歴書(様式第2)
  - ウ. 当該学校の教育が12年の課程であることを証明できるもの
  - エ. 当該学校の教育内容等を証明できるもの
  - オ. 卒業証明書又は卒業見込証明書(生年月日を記載したもの)
  - カ. 返信用封筒(長形3号封筒に郵便番号・住所・氏名を明記し、392円分の郵便切手を貼ったもの)
- ② 前記(1)②に該当する者
  - ア. 入学資格認定申請書(様式第1)
  - イ. 学習等の履歴書(様式第2)
  - ウ. 各種の学校等での学習歴を証明できるもの
  - エ. 社会経験等の履歴(様式第3)
  - オ. 今までに取得した資格等を証明できるもの
  - カ. 18歳に達した者であることを証明できるもの(健康保険証、運転免許証、パスポート等の写し)
  - キ. 返信用封筒(長形3号封筒に郵便番号・住所・氏名を明記し、392円分の郵便切手を貼ったもの)

申請書類のうち、本学所定の様式(様式第1～第3)については、長崎大学ホームページからダウンロードするか、郵送により請求してください。

また、他大学において個別の入学資格審査による認定を受けた者は、その認定を受け

たことを証明する書類の写しを添付してください。

#### ※申請書類（本学所定の様式（様式第1～第3））の入手方法

（ホームページによる方法）

次の長崎大学ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/admission/topics/pdf/30shinsa.pdf>

（郵送による方法）

前記（2）の申請先へ返信用封筒（定形）に宛先を明記し、返信用の切手（92円分）を貼り、封筒の表に入学資格認定申請書請求と朱書きで明記して請求してください。

#### （4）入学資格審査基準

入学資格審査は、提出された申請書類によって行います。

##### ① 前記（1）①の申請者

申請者の当該学校の教育内容等が、高等学校学習指導要領に準じているかを精査し、高等学校と同等以上であることを審査します。

当該学校の年間及び週当たりの授業時数、履修する主要教科・科目及び卒業までに必要な単位数が「高等学校学習指導要領に定める標準授業時数、すべての生徒に履修させる各教科・科目及び卒業までに修得させる単位数」と同等以上であること。

##### ② 前記（1）②の申請者

申請者の学習歴、社会での実績等について精査し、高等学校卒業と同等以上の学力があるかを審査します。

#### （5）審査機関

入学資格審査は、長崎大学入学者選抜委員会で行います。

#### （6）入学資格審査結果の通知

入学資格審査の結果は、それぞれ次の期日までに申請者宛に発送します。

① A O 入試・・・平成29年 9月 1日（金）

② 社会人入試・・・平成29年10月13日（金） ※3月期は、平成30年2月9日（金）

③ 一般入試・・・平成30年 1月19日（金）

なお、大学入試センター試験の出願に必要な場合は、①の期日までに発送します。

入学資格が認められた者には、「長崎大学入学資格認定書」を交付します。

また、入学資格が認められなかった者には、理由を付して審査結果を通知します。

#### （7）長崎大学入学者選抜試験への出願

「長崎大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学者選抜試験に出願することができます。出願する際は、必ず「長崎大学入学資格認定書(写)」を添付してください。

なお、交付された本学の入学資格認定書は次年度以降も有効です。

#### （8）その他

入学資格が認められた後であっても、申請書類の内容に事実と異なる点があった場合には、入学資格を取り消します。

# 長崎大学入学資格認定申請書

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

申請者氏名

生年月日

現住所

平成 年度長崎大学の入学資格認定を受けたいので、必要書類一式を添えて申請します。

学 習 等 の 履 歴 書

平成 年 月 日 現在

フリガナ 申 請 者 氏 名		
生 年 月 日	昭和 年 月 日 (満 歳) 平成	男 ・ 女
現 住 所	郵便番号 ( - )	
電 話 番 号	( - - ) (携帯番号 - - )	
上記で連絡 が付かない 場合の連絡 先電話番号	郵便番号 ( - ) ( - - ) (携帯番号 - - )	
学習歴・職歴・資格 (中学校卒業から詳細に記入してください。)		
平成 年 月	中学校卒業	

※ 参考に、本学で志願する学部・学科等を次に記入してください。

志願する学部・学科等	学 部	
	学 科	コ ー ス
		専 攻



## ○学校教育法

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

1 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

2 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

## ○学校教育法施行規則

第150条 学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

2 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

3 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

4 文部科学大臣の指定した者

5 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

6 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

7 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

## ○長崎大学学則

（入学資格）

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの